参考様式第 1 -16 号、第 1-17 号、第 1-18 号(規則第 8 条第 14 号、15 号及び 16 号関係) (日本産業規格 A 列 4) A・B・C・D・E・F

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

水産加工職種の例

申請者(実習実施者):機構株式会社

1. 報酬

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

(1) 技能実習生に対する報酬

①技能実習生の氏名 ※ 複数名について記載する場合には適宜欄	ローマ字	OTU HEITEI	(2	0 :	才)	(経験	母国`	で1年)
を追加すること。記載しきれない場合には別給 ●漢字の氏名がある場合であ っても、ローマ字の氏名のみの	ローマ字 漢字	BOKI KOU	(2	4	才)	(経験	母国、	で5年)
記載で足り、漢字の氏名の記載は省略可。	ローマ字	SHIN JINKI	(2	2	才)	(経験	母国,	で2年)
②技能実習生の職務内容や責任の程	度	水産加工職種に従事する 礎的な技能(包丁の扱い方、 な作業(原材料の選定、魚 ラインマネージャーであ を行っている。	、作業者 体処理等	で衛生 (5) を「	三保持等 中心に彳	等) を身に テっている	付けるほ 。	か、初歩的
③技能実習生に対する報酬	●最低賃々	金を上回ることが必要	iです。		時間	給	1, 2	0 0 円
④第1号技能実習での報酬					時間	給		円
⑤第2号技能実習での報酬		月給	円	/	時間	給		円
⑥その他		_			3号の場合に記述		己載。	

- 1 ①は、ローマ字で旅券(未発給の場合、発給申請において用いるもの)と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。また、経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。
- 2 ③から⑤までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、④は第2号技能実習又は第3号技能実習の場合、⑤は第3号技能実習の場合に記載すること。
- 3 ⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

(2	2) 日本人労働者と同等の報酬であ	1	同程度の技能等を有する日本人労	が働者がい	いる場	, 合,
(]	同程度の技能等を有する日本人労働者の有無			■右		П

※以下の②~⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも		⑥欄は①欄を	「無」とした	場合に記載。	■有	•	□無
②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本 人労働者の職務内容や責任の程度	基礎的な技 歩的な作業	工場に入社1 能(包丁の扱 :(原材料の選 ネージャーの	い方、作業者 定、魚体処理	の衛生保持等 等)を中心に	等)を身に こ行ってV	付けるに いる。	まか、初
③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数		(46	才)	(経験	1	年)	
④②欄の日本人労働者の報酬		月給	円 /	時間給	1, 2	0 0	円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する 場合の報酬の額と同等以上であると考える理由	る業務の範 また、と	員Aは、技能 囲や業務量に もにラインマ 務における責	ついても、技 ネージャーの	能実習生と変 指導の下で、	変わらない	١,	
⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃 規	程の有無		□有	•	□無		

金 ※①欄で有にチェックした場合には記入不要	有りの場合	賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬 月給 円 / 時間給 円
⑦その他		

(2) 日本人労働者と同等 ② 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合(賃金規程有)。

①同程度の技能等を有する日本人労働者の※以下の②~⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれ	 も通で記載。	⑥欄は①欄	を「無	無」とし	_ た場	景合に 語	記載。	口有	ī	•	■無	
②比較対象となる又は最も近い職務を担う 人労働者の職務内容や責任の程度	日本	理や衛生管 的な技能は な作業(原 しての仕上	材料の選定 げ、製品品 ネージャー	高い 大型 、魚体 質の料	技能(含 工具の》 本処理等 判別等)	可丁の 先浄等 まっ まっ	が扱いえ いち 担 いら 一 気 で を 行・	方、作 当)を を で して い	業者の 有し 術が いる。	の衛生 てい <i>る</i> 必要な	三保持等 るほか、 な作業	等の基礎 、初歩的 (製品と
③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数	(4	6 才)		(経	皊	5	:	年)			
④②欄の日本人労働者の報酬		,	月給		円。	/	時間	給	1,	3 (O C	円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事場合の報酬の額と同等以上であると考える	定されてい	生は、同一の						,,	, -			
⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃	規程	足の有無				有	•		□無	Ę		
金 ※①欄で有にチェックした場合には記入不要	有り	の場合	賃金規程 度が同等 月給		日本人		動者に	こ支	払わ	れる	べき	
⑦その他												

(2) 日本人労働者と同等 3 同程度の技能等を有する日本人労働者がいない場合(賃金規程無)。

①同程度の技能等を有する日本人労働者の7 ※以下の②~⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれ		:通で記載。	⑥欄は①)欄を「	無」と	したホ	場合に記載	,	有	•	■無
②比較対象となる又は最も近い職務を担うト 人労働者の職務内容や責任の程度	日本	理や衛生管 的な技能は な作業(原 しての仕上	理につい もとより 材料の選 げ、製品 ・ネージャ	いて高い)、大型 選定、魚 品品質の アーを補	技能(工具の 体処理 判別等	(包丁の)洗浄等 !等) だ ま) ま	等も担当)	作業者 を有し 技術が いる。	の衛生 ている 必要が	生保持 ^会 るほか、 な作業	等の基礎 、初歩的 (製品と
③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数		(4 6	才	_)	(経彫	È	5	年	.)	
④②欄の日本人労働者の報酬			月給		円	/	時間給	1,	3	0 0	円
⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事で場合の報酬の額と同等以上であると考えるま	具の洗浄、 2倍のスピ	製品とし ードでエ インマネ 実習生と から、技	ての仕 E確に業 ベージャ と比べて	- 上げ、 務をこ 一を補 責任の	製品品なす。	ことができ て、新入パ も大きい。	ほか、 る。 一ト社	、同一:員を打	の時間	で約1. ることも	
⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃	規程	の有無				有	•	<u> </u>	無		
金 ※①欄で有にチェックした場合には記入不要	有り	の場合					支能実習 働者にす				

	月給	円	/	時間給	円
⑦その他					

(注意)

- 1 ②は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。 比較対象となる日本人労働者がいない場合には、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容 や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。
- 2 ③の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。
- 3 ④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。 また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して 記載すること。
- 4 ⑥は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。
- 5 ⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

2. 宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項

	(*) 随立(こう) (*) 推動手気						
	確認事項	措置の有無	特記事項				
①宿舎を研 取扱い な作業が 所、湿が 病 を 講じ	■有・□無 						
	この寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通する階段を 以上(収容人数 15 人未満は1箇所)設ける措置を講じていること	■有・□無	注①				
③適当かっ	十分な消火設備を設置する措置を講じていること	■有・□無					
ととし、	ついては、床の間・押入を除き、1人当たり4.5㎡以上を確保するこ個人別の私有物収納設備、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有なび採暖の設備を設ける措置を講じていること	■有・□無	注②				
⑤就眠時間 を講じて	別を異にする2組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置 いる 注②:旧制度から引き続き技能実習生が使用している宿泊施設について	□有・■無	該当なし				
⑥食堂又は を清潔し いるこ。	こ保管 ずることによる特例的な取扱の対象となる可能性がありますので、詳細	■有・□無					
<u> </u>	⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること						
場合)同	⑧(宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合)同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること						
確認者	実習実施者(企業単独型の場合) 	組合 次郎					

3. 徵収費用

技能	技能実習生に対する報酬の支払概算額 197,000円											
	(1か月当たり。社会保険料・税金等控除前。)											
		②食事、食材等の提供の有無	#					有		無		
	①食費	②食事の提供回数、提供方法等 提供する食事:朝、昼 食材等の内容:朝は寮の食 昼は仕出し										
	約13,000円	④実費相当額その他適正な額 ることの説明	型実費相当額その他適正な額であることの説明 朝は予算 300 円で提供、昼間を実費で提供する。 所定労働日(年平均の月所なのみの提供であり、金額は当たりでは 650 円×20 日=						文 20 月、 1	日) か月		
徴収	⑤居住費	⑥提供する宿泊施設の具体的な内容						自己原 借上集	听有物 勿件	7件		
収費用(<u>約5,000円</u>	⑦実費相当額その他の適正な あることの説明	な額で 賃料 30,000 円÷入居する技能実習な 人=6,000 円であり、徴収額はこの金る。						の人刻 質以内	数 5 Iであ		
(1か月を	⑧水道光熱費約3,000円	③水道光熱費の徴収の有無			有		無					
あた		⑪その他技能実習生が定期に	こ負担	する費用の	有無			有		無		
9		②技能実習生が定期に負担	Ι	通信	費	1か月当7				-		
	⑩その他技能実習	する費用の内容	Ш		<u>費</u> 費	1か月当7			-	<u>Ч</u> Ч		
	生が定期に負担する費用	③技能実習生が定期に負担で 技能実習生が受ける具体的な	トる費			T が 月 目 // - F i サー			<u> </u>	1		
	<u>約1,000</u> 円	月額使用料 6,000 円で、 日本					となる					

(注意)

- 1 ③及び④については②において、②から⑭については⑪において、それぞれ有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
- 2 ④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ・ ③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合: 購入に要した額
 - ・ ③が「社員食堂での食事提供」の場合: 技能実習生以外の職員から徴収する額
 - ・ ③が「食事の調理・提供」の場合: 材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者(技能実習生のみに限られない。)の人数で除した額
- 3 ⑥は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに印を付すこと。
- 4 ⑦は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
 - ・ ⑥が「自己所有物件」の場合: 実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能 実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
 - ・ ⑥が「借上物件」の場合: 借上げに要する賃料(管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。)を、入居する技能実習生の人数で除した額
- 5 ⑧は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者(技能実習生に限られない。)の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。
- 6 ⑨は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。
- 7 ⑫は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期に負担する費用について費目ごとに記載すること。
- 8 ⑬及び⑭は、技能実習生が定期に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。